

高知県公立学校職員昇給制度苦情審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、昇給制度において勤務成績に基づき決定される昇給区分について、苦情を有する職員から申出のあった苦情の内容を審査するため、高知県公立学校職員昇給制度苦情審査会（以下「苦情審査会」という。）を設置するとともに、苦情審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 苦情審査会は、委員6名で組織する。

- 2 委員は、教育長が委嘱する。
- 3 苦情審査会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって決定する。
- 5 会長は、苦情審査会の会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 苦情審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、進行は会長が務める。会長が出席できないときは、副会長が代理する。

- 2 苦情審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 苦情審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員・福利課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、苦情審査会の運営に関し必要な事項は、会長が苦情審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。